

## インボイス制度の経過措置と特例

消費税率の10%への引き上げ、そして特定品目に対し軽減税率8%が適用されるようになったことに伴い、**令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。**  
インボイス制度が導入されると、消費税の納付額を計算する際に控除できる金額がインボイス（適格請求書等）を発行することができる事業者との取引だけとなります。しかし、令和5年10月1日からすべてが本格的に効力を発揮するわけではなく、事業者に対する負担を少しでも軽減するために、段階的な経過措置が設けられています。そこで今回はインボイス制度の概要をおさらいすると共に、この経過措置と、インボイスの発行が免除されている特例について説明したいと思います。

### ⑥ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

現在、消費税率は原則「10%」ですが、食品や定期購読の新聞等については「8%の軽減税率」が適用されています。つまり10%と8%、2つの税率が混在しているのです。そのため支払った金額だけを見ても、消費税が8%なのか10%なのかがわかりません。そこで、売り手が買い手に対してこの商品に課税されている消費税が10%なのか8%なのかを伝えるために採用されたのがインボイス制度（適格請求書等保存方式）です。インボイス制度は、売り手が下記の要件を記載したインボイス（適格請求書等）を発行し、買い手は発行されたインボイスに基づき消費税の仕入税額控除を計算し、その証拠資料としてインボイスを保存する、という制度です。

#### インボイスの記載要件

1. 発行者の氏名又は名称
2. 取引年月日
3. 取引内容
4. 受領者の氏名又は名称
5. 軽減税率の対象である旨の表記
6. 適用税率ごとに区分した合計額
- 7. 発行事業者の登録番号**
8. 適用税率
9. 適用税率ごとの消費税額の合計

記載要件のひとつに「発行事業者の登録番号」がありますが、これは「適格請求書発行事業者（登録事業者）」として税務署に登録した事業者に与えられる番号です。しかし事業者であれば誰でも登録できるのか、といえばそうではなく、消費税を納めている課税事業者のみが登録することができ、消費税を納めていない免税事業者は登録することができないのです。すなわち、免税事業者はインボイスを発行できない、ということです。なお、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者（登録事業者）の登録申請の受付が始まっています。**令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに納税地を所管する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。**

## ⑤ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただしインボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入であっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期間	割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項（インボイスの記載要件の1～6）が記載された請求書等の保存と、本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要となります。

## ⑥ 適格請求書の交付が免除されている取引

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限る）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

なお、① ④ ⑤の取引については、買い手は一定の記載をした帳簿のみを保存で仕入れ税額控除が可能となります。

### 《帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地<sup>(注)</sup>
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

### 記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）					
XX年 月日	摘要		税区分	借方(円)	
4 3	J R ●●	運賃 公共交通機関	10%	300	
4 4	○○地下鉄	運賃 公共交通機関	10%	300	

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

(財務省資料)